

## 医師等の働き方改革について

### 【概要】

医師の時間外労働への上限規制の適用が開始される令和6年4月以降、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事による下記の指定を受けた医療機関となる。

- B水準…地域医療の確保のため、自院の勤務のみで超過勤務が年960時間を超える医師が在籍する医療機関（年1,860時間まで）
- 連携B水準…地域医療の確保のため、派遣先も含めた超過勤務が年960時間を超える医師が在籍する医療機関（年1,860時間まで）

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめ（R2.12.22）より  
Bまたは連携B水準を適用することが「地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること」、「地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと」について、必要に応じて地域医療構想調整会議に意見を聴くこととされている。

### 【御意見を頂きたい事項】

- ◎地域の医療提供体制の観点から、特例水準の取得意向について懸念がないか。（取得が必要と思われる病院が取得を希望していない等がないか）
  - ・その他、宿日直許可の取得状況等懸念するところがないか。

### ◆中丹医療圏の病院の状況（R5.2月実施のアンケート及び個別の聞き取りから集計）

対象医療機関	特例水準要件該当※1	特例水準申請予定	救急車受入件数 (R3年度)	救急告示	評価C受審予定	宿日直許可の状況※2
もみじヶ丘病院	⑤		-			○
市立福知山市民病院	②③⑤	B,連携B,C-1	2,577	○	受審済	準備中
京都ルネス病院	⑤		825	○		○
松本病院			-			準備中
渡辺病院			-			○
市立福知山市民病院大江分院	⑤		19	○		○
綾部ルネス病院	⑤		28			準備中
京都協立病院	⑤		155			準備中
綾部市立病院	②④⑤	B	1,366	○	7月末	準備中
東舞鶴医誠会病院	⑤		-			準備中
舞鶴医療センター	②④⑤		1,483	○		○
市立舞鶴市民病院	⑤		-			準備中

舞鶴赤十字病院	⑤		821	○		○
舞鶴共済病院	②④⑤		1,251	○		○
岸本病院			-			不要
舞鶴こども療育センター			-			準備中

※1:特例水準の要件

①機能強化型在支病・在支診(単独型)、②総合・地域周産期母子C、③3次救急、④2次救急かつ救急車の受入年1,000件以上または時間外入院受入年500件以上、⑤5疾病・6事業を担う病院として府保健医療計画に位置付け、⑥公共性・不確実性が強い病院

※2:宿日直許可の状況

○=病院が取得を希望する診療科の許可を全て取得済、準備中=労基署への申請を目指して準備中、不要=取得の必要がない